

募集

市の指定収集袋(ごみ袋)に掲載する広告

家庭ごみの排出に使用する指定収集袋(ごみ袋)に掲載する広告を、企業や事業者の方から募集します。

この広告掲載事業は、市の財源確保と地域の産業振興を目的としています。

募集内容

掲載対象	可燃・不燃ごみ兼用袋
掲載位置	指定収集袋の表面下部に1色で印刷
掲載枠・掲載料	1枚につき2枠の広告を掲載 中袋(20ℓ)：縦130mm×横120mm…7万円 大袋(40ℓ)：縦180mm×横170mm…10万円
掲載枚数	各袋とも50万枚(販売が完了した時点で掲載終了)
掲載時期	12月(予定)

広告掲載イメージ



7月2日(月)～17日(火)に、広告掲載申込書・会社概要など業種が分かる書類・広告案を下記へ持参(エコプラザ

西東京)
※詳細は市HPをご覧ください。
▶ごみ減量推進課
☎042-438-4043

男女平等推進センター 企画運営委員会委員

男女平等推進センターの年間事業の企画・運営

資格・人数 在住・在勤・在学で18歳以上の方・2人

任期 平成32年6月6日(土)まで

謝金 日額2,000円

7月13日(金)(必着)までに、作文「これからの男女平等推進センターの役割について」(800～1,000字程度)に、住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、〒202-0005住吉町6-15-6男女平等推進センターへ郵送・ファクス・メールまたは持参

▶男女平等推進センター

☎042-439-0075

FAX042-422-5375

✉kyoudou@city.nishitokyo.lg.jp

緑化審議会委員

みどりの保護と育成に関する事項
平成30年度：下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全・活用方針

資格・人数 在住で18歳以上の方・3人 ※ほかの審議会等委員との兼任不可

任期 8月から2年間

会議数 平成30年度は2～4回(平日昼間)、平成31年度は未定

8月8日(水)(1回目・午後1時予定)
報酬 日額1万800円
7月13日(金)(必着)までに、作文「都市の緑の保全」(800字程度)に、住所・氏名・生年月日・電話番号・職業を明記し、〒202-8555市役所みどり公園課へ郵送または持参
▶みどり公園課
☎042-438-4045

etc その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

※(株)武蔵野テーブル 様(金員)

▶秘書広報課

☎042-460-9803

審議会など

行財政改革推進委員会

7月5日(木)午前9時

場 田無庁舎3階

行財政改革大綱の中間見直し
5人

▶企画政策課 ☎042-460-9800

地域福祉計画策定・普及推進委員会

7月17日(火)午後7時

場 保谷庁舎2階

第4期地域福祉計画
5人

▶生活福祉課 ☎042-438-4024

地域密着型サービス等運営委員会

7月3日(火)午後7時

場 保谷庁舎別棟

地域密着型サービス
5人

▶高齢者支援課 ☎042-438-4030

子ども子育て審議会児童館等再編成専門部会

7月30日(月)午後7時

場 田無庁舎5階

児童館の再編成
8人

▶子育て支援課 ☎042-460-9841

産業振興マスタープラン推進委員会

7月6日(金)午前10時

場 保谷庁舎2階

後期計画策定に係る方向性
5人

▶産業振興課 ☎042-438-4041

環境審議会

7月11日(水)午後2時

場 田無庁舎3階

西東京市環境基本計画(後期計画)などの策定
5人

▶環境保全課 ☎042-438-4042

田無第四・柳沢中学校の生徒数の変動への対応に関する地域協議会

7月23日(月)午前10時

場 イングビル

協議会の運営
10人

▶教育企画課 ☎042-438-4071

図書館計画策定懇談会

7月10日(火)午後3時～5時

場 中央図書館

計画素案の検討
5人

▶中央図書館 ☎042-465-0823

児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請を

支給要件に該当し、まだ申請していない方は、子育て支援課(田無庁舎1階)で申請手続きをしてください。
▶子育て支援課 ☎042-460-9840

児童扶養手当

次のいずれかの状態にある児童を養育する方(公的年金の受給額により併給可能な場合あり)

- 父母が離婚
- 父または母が死亡または生死不明
- 父または母に重度の障害がある
- 婚姻によらない出生

※1 18歳に達した日の属する年度の3月31日(一定の障害がある場合は20歳未満)

※詳細はお問い合わせください。

支給制限 児童が次の状態にある場合は該当しません。

- 里親に委託または児童福祉施設などに入所
- 請求者以外の父または母と同一生計
- 父または母の配偶者(事実上の配偶者を含む)と同一生計
- 請求者または児童が日本に住所を有しない

※2 単身の異性の住民票が同住所にある場合や定期的な訪問、生活費の補助などを受けている場合を含む

支給金額(月額) 単位：円

児童数	手当額	
	全部支給	一部支給
1人目	4万2,500	4万2,490～1万30
2人目加算額	1万40	1万30～5,020
3人目以降加算額(1人につき)	6,020	6,010～3,010

特別児童扶養手当

20歳未満の中・重度の障害(おおむね身体障害者手帳1～3級、下肢の4級の一部程度、愛の手帳1～3度程度およびこれらと同程度以上の内部障害または精神障害、発達障害)のある児童を養育している方
※手帳をお持ちでなくても、指定の診断書により申請することができます。
※児童が児童福祉施設などに入所している場合や、児童の障害を支給事由とする公的年金を受ける場合は支給されません。

支給金額(月額) 単位：円

児童数	手当額	
	1級	2級
1人につき	5万1,700	3万4,430

各手当共通

手当の支給月・所得制限

申請日の翌月分から支給を開始し、年3回(児童扶養手当：4・8・12月、特別児童扶養手当：4・8・11月)各4カ月分の支払いとなります。受給者本人および同居の扶養義務者等の所得制限(別表1・2参照)があります。所得に応じて手当額の一部または全部の支給が停止されます。

注意

手当の受給資格がなくなっているにもかかわらず、届け出をしないで手当を受給した場合は、資格がなくなった月の翌月からの手当額を全額返還していただきます。また、偽りや不正な手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処されることがあります。

別表1 平成30年度児童扶養手当・特別児童扶養手当所得制限限度額表

〈平成29年中の所得・平成30年8月分～平成31年7月分手当に適用〉 単位：円

扶養親族の数	児童扶養手当		特別児童扶養手当		
	本人	孤児などの養育者・配偶者・扶養義務者	本人	配偶者・扶養義務者	
0人	49万	192万	236万	459万6,000	628万7,000
1人	87万	230万	274万	497万6,000	653万6,000
2人	125万	268万	312万	535万6,000	674万9,000
3人	163万	306万	350万	573万6,000	696万2,000
4人以上	1人につき加算38万			1人につき加算21万3,000	
1人につき加算	16～19歳未満の控除対象扶養親族および特定扶養親族15万	老人扶養6万(老人扶養のみの場合は、2人目から)	16～19歳未満の控除対象扶養親族および特定扶養親族25万	老人扶養6万(老人扶養のみの場合は、2人目から)	
	老人扶養10万		老人扶養10万		

※児童扶養手当の受給者が父または母の場合、監護する児童の母または父から、受給者または児童が受け取る養育費は、その金額の8割が受給者の所得として取り扱われます。※上記限度額表のうち児童扶養手当については、8月分から改正予定のものです。

別表2 所得から控除できる額

単位：円

種別	児童扶養手当		特別児童扶養手当
	受給者(父または母)	受給者(養育者)配偶者・扶養義務者	本人・配偶者等共通
社会保険料相当額	8万		
障害・勤労学生控除	27万		
特別障害者控除	40万		
寡婦(夫)控除	0	27万	※27万
寡婦特別加算控除	0	8万	8万
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金控除	控除相当額		

※配偶者は寡婦(夫)控除なし